

全建労発第 52 号  
令和 5 年 10 月 30 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
(公印省略)

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに  
向けた取組に関する要請について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび厚生労働省労大臣から、別添のとおり、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関して要請がありました。

過労死等防止対策推進法では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のため集中的な啓発を行なうこととしています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、建設業においても令和 6 年 4 月 1 日から上限規制が適用されます。

上記のことから、厚生労働省では長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、11 月を「過重労働解消キャンペーン」と定め、集中的な周知啓発等を行う旨、協力依頼がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木